

## IASB会議報告（第88回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第88回会議が、2009年2月17日から20日までの4日間にわたりロンドンのIASB本部で開催された。今回のIASB会議では、①認識の中止、②退職後給付、③公正価値測定、④料金規制活動(rate regulated activities)、⑤保険会計、⑥国際会計基準（IAS）第39号（金融商品：認識及び測定）及び解釈指針（IFRIC）第9号（組込みデリバティブの再評価）の改訂、⑦公的説明責任のない企業のためのIFRS（IFRS for non-publicly accountable entities）、⑧中間財務諸表及び⑨IFRSの年次改善についての検討が行われた。また、今回教育セッションはなかった。

IASB会議には理事13名が参加した（トム・ジョーンズ氏は一部の議論について米国から参加）。本稿では、これらのうち、①から⑤に関する議論の内容を紹介する。

### 1. 認識の中止

今回は、現在検討中の2つのアプローチ（アプローチ1及び2）のうちからいずれか1つを公開草案での正式な提案とし、他方を代替案とする決定が行われ、アプローチ2を正式提案とし、アプローチ1を代替案とすることが暫定的に合意された（いずれの提案も公開草案に含まれる）。今回の議論では、まず、複雑な認識の中止の例を検討して、これから出てきた論点についての議論が行われ、その後上述の決定がなされた。検討された論点は、次のとおりである（①はアプローチ1及び2の双方に関連するが、その他はアプローチ2のみに関連する）。ここでは、⑦を除く内容を紹介する。

- ① 認識の中止の評価対象となる譲渡の範囲
- ② 認識の中止の評価を行う単位（認識の中止の判断に当たり、個別財務諸表ベースと連結財務諸表ベースのどちらを優先するか）
- ③ 認識の中止を評価する資産の定義
- ④ 譲渡できる実際上の能力の意義
- ⑤ 譲渡されずに残った残余持分の処理
- ⑥ アプローチ2の開示目的
- ⑦ 公開草案の公開期間（120日とすることとされた）及び経過措置

#### (1) 認識の中止の評価対象となる譲渡の範囲

この論点は、アプローチ1及び2の両方に関連し、認識の中止を検討する「譲渡」の範囲を確定しようというものである。議論の結果、「譲渡」の範囲を次のようにすることが暫定的に合意された。

譲渡は、ある当事者が、他の当事者に対して、保有している基となる金融資産のキャッシ

ュ・フロー又はその他の経済的便益の一部又はすべてを引き渡すとき又は引き渡すことに着手したときに起こる。「譲渡（transfer）」という用語は、販売、譲渡（assignment）及び担保の提供、投げ売り（sacrifice）、分配及びその他の交換のすべての種類を含むように広く用いられている。

このような広い定義を用いることによって、例えば、特別目的会社が保有する金融資産をベースに、受益権（beneficial interest）を発行する行為は、経済的には資産の譲渡と同様であると考えられるため、このような取引も「譲渡」の概念に含めることができる。経済的に金融資産を譲渡しているすべての取引をその形式にかかわらず認識の中止の評価対象にしようとするのがここでの「譲渡」の定義の目的である。

## （２）認識の中止の評価を行う単位

アプローチ２において、認識の中止の評価を、個別財務諸表ベースで行い、次いで連結財務諸表を作成すべきなのか、それとも連結財務諸表ベースで行うべきなのかがここでの論点である。どちらで先に判断を行うかによって、結果が異なることがあるため、認識の中止を判断する順序が議論された。例えば、子会社である銀行Ａが所有する債権を特別目的会社に譲渡する取引があり、一方で、当該銀行Ａの親会社である銀行Ｐが当該特別目的会社にノンリコース貸付けを行っているケースを考えてみる。銀行Ａは、債権の譲渡後に特別目的会社に対して継続的関与を有していないとすれば、銀行Ａの個別財務諸表ベースで認識の中止を判断すると、当該取引は認識の中止ができることとなる。しかし、親会社である銀行Ｐの連結財務諸表ベース（銀行Ａと銀行Ｐの合算ベース）で認識の中止を判断すると、銀行Ｐが有しているノンリコース貸付けは継続的関与に該当し、もし当該特別目的会社が銀行Ａから譲渡された債権を第三者に譲渡できる実際上の能力を持たない場合には、銀行Ａによる債権の譲渡は、認識の中止ができなくなる。

このような問題をどのように考えるべきかが議論され、議論の結果、認識の中止の判断は、報告企業ベースで行うべきことが暫定的に合意された。これを上述の例に当てはめると、銀行Ａの個別財務諸表ベースでは、銀行Ａが報告企業であるので、譲渡した債権の認識の中止を行うことができる。しかし、銀行Ｐの連結財務諸表ベースでは、報告企業が銀行Ａを含む銀行Ｐグループとなるので、銀行Ｐによる特別目的会社に対するノンリコース貸付けは継続的関与と判断され、認識の中止はできないこととなる。

## （３）認識の中止を評価する資産の定義

アプローチ２において、認識の中止の対象とすべき資産をどのように特定するかに関して、①特別目的会社が関与する認識の中止及び②持分金融商品の一部譲渡について議論が行われた。

### ① 特別目的会社が関与する認識の中止

経済的に同一の取引でも特別目的会社を間に挟むかどうかで結論が異なってくる場合があ

る点に対応し、認識の中止を行う対象となる資産をどのように考えるかが議論された。例えば、次の２つの例は経済的に同一と考えられるが、結果が異なることとなる。１つ目のケースは、第三者が特別目的会社を設立し、第三者とは異なる譲渡人が資産１００を当該特別目的会社に譲渡し（ノンリコース）、次いで、当該特別目的会社が、その８０％を対象とする受益権を第三者に発行するとともに、残余２０％は、譲渡人に受益権を発行する場合。２つ目のケースは、譲渡人が、自分の有する資産１００の８０％のキャッシュ・フローを譲受人に対して譲渡する場合である。

これへの対応としては、次の３つの方法が検討され、議論の結果、（a）を採用することが暫定的に合意された。

- (a) 「資産」と当該資産への継続的関与の決定は、グループレベルで、譲渡の対象となった資産について譲渡人が留保している持分に基づいて行うことを明示する。上述の１つ目の例では、譲渡された資産は、１００から譲渡人が保有する受益権２０を控除した８０と判断される。
- (b) 継続的関与及び譲渡に関する実際の能力という２つの規準の判断は、資産の一部が特定されているキャッシュ・フロー又は／及び当該金融資産（又は金融資産のグループ）からのキャッシュ・フローの比例的部分である場合にのみ、当該資産の一部に対して適用できるようにする。このため、「資産」の定義に、「譲渡人の継続的関与が、譲渡資産からのキャッシュ・フローの比例的な割合のみの場合には、「資産」は、譲渡資産から当該継続的関与を控除したネットの譲渡資産である」という文言を追加する。上述の１つ目の例では、第三者は、金融資産の８０％の比例的キャッシュ・フローを受領することから、譲渡された資産は譲渡資産の８０％と判断される。
- (c) 継続的関与の定義に対して、「譲渡資産からのキャッシュ・フローの比例的な割合である継続的関与」は、継続的関与に該当しないという例外を設ける。上述の１つ目の例では、譲渡人が受領する金融資産の２０％の比例的キャッシュ・フローは継続的関与に該当しないと判断され、譲渡された資産は譲渡資産の８０％と判断される。

## ② 持分金融商品の一部譲渡

２００９年１月会議において、アプローチ２の下では、キャッシュ・フロー以外の経済的便益を含む金融資産（たとえば、持分金融商品）は部分（構成要素）の定義を満たさないと暫定的に合意されているが、これが今回見直され、結論として、このような場合でも持分金融商品の比例的な持分の一部譲渡ができるということが暫定的に合意された。これは、金融資産の比例的な持分の譲渡が認識の中止として取り扱われるのに、キャッシュ・フロー以外の経済的便益を含むというだけで持分金融商品の比例的な持分の一部譲渡を認めない合理的理由がないことによるものである。

## (4) 譲渡できる実際上の能力の意義

アプローチ２では、譲渡人が継続的関与を有している場合、譲受人が、自らの便益のため

に金融資産を譲渡できる実際上の能力があるかどうかのテストで、そのような能力がないと判断される場合には、譲渡人は、金融資産の認識の中止を行うことができない。多くの証券化の場合、その譲受人である特別目的会社は、譲り受けた金融資産を自らの便益のために譲渡できる実際上の能力を有していない場合が多く（多くの特別目的会社には、譲渡制限が課されている）、認識の中止を行うことができない。しかし、この譲渡できる実際上の能力テストは容易に回避することが可能であることが判明し、これを防止するため、次のような取扱いを明確化することが暫定的に合意された。

「譲渡できる実際上の能力テストが適用される譲受人は、譲渡人が、譲渡対象資産に対して継続的関与を有することとなる契約を締結している企業である。」

例えば、上記取扱いを明確化しなければ、証券化を２段階に分けて行うことによって、譲渡できる実際上の能力テストをパスして、認識の中止を達成することができる。すなわち、譲渡人がＳＰＥ１を設立して金融資産を譲渡するが、その際には、譲渡制限を課さずに、ＳＰＥ２に当該金融資産を譲渡することができるような契約とする。次いで、ＳＰＥ２は、当該金融資産を基に受益権を譲渡人に発行するが、その際、ＳＰＥ２に対しては、その保有する金融資産を他者に譲渡することを禁止する制限を付す。この例では、譲渡人は、ＳＰＥ２の発行する受益権を保有しているので継続的関与があるが、直接の譲受人であるＳＰＥ１に対しては譲渡制限を付していないことから、譲渡できる実際上の能力テストをパスし、当該金融資産の認識の中止を行うことが可能となる。このような回避策は、譲渡人が継続的関与となる受益権を取得しているＳＰＥ２との間の関係に注目して、譲渡できる実際上の能力テストをＳＰＥ２に適用することによって防ぐことができるため、上記のような明確化のための文言が追加された。

#### **(5) 譲渡されずに残った残余持分の処理**

２００９年１月会議において、アプローチ２の下では、①譲渡人は、認識の中止となる構成部分の譲渡後になお保有している金融資産又は金融資産のグループの構成部分（譲渡後の残余部分）を、譲渡前に認識していた資産の一部の留保として会計処理する（譲渡前の資産の簿価を引き継ぐ）こと、及び、②証券化において、譲受人である信託（trust：証券化のための特別目的会社）から譲渡人が購入する受益権は、新しい資産として会計処理することが、暫定的に合意されている。

今回、上記①については、この考え方を支持することが再確認された。しかし、上記②については、信託から譲渡人が購入する受益権を新しい資産として会計処理することは、上記①で、譲渡後も保有し続ける金融資産の残余部分を譲渡前の簿価を引き継ぐ会計処理をしていることと首尾一貫しないとの指摘があり、議論が行われた。

議論の結果、信託から再購入する受益権は、従前に認識されていた資産の一部として会計処理する（譲渡前の資産の簿価を引き継ぐ）ことが暫定的に合意された。また、このような信託への資産の譲渡及びその一部分の再購入に際して、信託に譲渡資産以外の新たな資

産及び負債が追加された結果、譲渡前に譲渡人が保有していた資産を構成していない資産及び負債に対する持分を含んだ持分を譲渡人が取得した場合には、譲渡人の投資は、(a)従来認識されていた資産（旧資産）の比例持分及び(b)新しい資産又は負債の比例持分に分けることが暫定的に合意された（(a)は譲渡前の資産の簿価で測定され、(b)はそれらの公正価値で測定される）。

#### (6) アプローチ 2 の開示目的

アプローチ 2 の下での認識の中止に関しては、次のような開示目的を満たす情報が提供されるべきである点について、暫定的に合意された。

- (a) 認識の中止が行われた資産に関する企業の継続的関与の性質及びそれに関連するリスク（開示目的 1）：報告日における①継続的関与があるため貸借対照表で認識されている資産・負債の簿価及び勘定科目、②継続的関与に関連する資産・負債の公正価値、③継続的関与から生じる最大エクスポージャー額など。
- (b) 取引の結果資産の認識の中止が行われない資産に関して、当該資産と関連する負債の関係（開示目的 2）：①企業がさらされ続けているリスクの性質及び②関連する負債の相手方が譲渡資産にのみリコースできる場合の譲渡資産と関連負債の公正価値を結びつける表及びネットポジションの公正価値の開示など。

## 2. 退職後給付

今回は、2011年6月までにプロジェクトを完成させるための作業計画について簡単な議論が行われた上で、給付建約定の退職後給付費用のうち、再測定（remeasurement）の定義について議論が行われた。これは、2009年1月の会議で、①退職後給付費用を、(a)勤務（employment）、(b)財務（financing）及び(c)再測定という3つの構成要素に分けることが暫定的に合意されたこと、②退職後給付費用は、すべて包括利益計算書において当期利益に含めること、さらに、③当期利益に含めることとされた退職後給付費用の3つの構成要素のうち再測定要素だけは、包括利益計算書上で区分表示すること（それ以外の勤務及び財務については、包括利益計算書上で、それらを区分表示するか、それともまとめて表示して、詳細を注記で開示するかについては検討されていない）が決定されたことを受けたものである。

なお、2009年1月会議で2つに分けることとされたプロジェクトのうち、先行して検討を行うことが決定している第1パート部分に含まれる、給付建約定に関連する給付建債務及び制度資産の変動の認識、表示及び開示などの公開草案は、2009年下半期に公表予定で、その後、2011年上半期に最終基準の完成を行うことが予定されている。また、第2パート（キャッシュ・バランス・プランを含む拠出約定ベースの会計処理などを検討する）の検討は、第1パートが終了する2011年以降に検討に着手する

ことになる予定である。

今回の議論は、「再測定」という構成要素にどのような費用項目が含まれるように定義すべきかが議論された。

I A S 第 1 9 号（従業員給付）では、年金費用を次のような項目に分けている。

- (a) 当期の勤務費用
- (b) 利息費用
- (c) 制度資産に係る期待収益
- (d) 保険数理差損益（給付建債務と制度資産の両方に係る）
- (e) 過去勤務費用
- (f) 清算と縮小の影響
- (g) アセット・シーリングの影響

これらの要素のうち、(f)と(g)を除き、(a)から(e)までの5つの要素のどれを「再測定」に含めるべきかが議論された。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- ① 「再測定」からは、(a)当期の勤務費用と(b)利息費用を除くこととし、
- ② 「再測定」には、(c)制度資産に係る実際リターン合計（すなわち、制度資産に係る期待収益と保険数理差損益の合計）及び(d)給付債務に係る保険数理差損益を含める。

### 3. 公正価値測定

公開草案を2009年第2四半期の始めに公表するための議論が進められているが、今回は、次の項目について議論が行われた。

- (a) 負債の公正価値
- (b) 当初の損益 (day 1 gains and losses)
- (c) 要求払いの特性を有する金融負債の除外

#### (1) 負債の公正価値

観察可能な市場における価格がない場合において、負債の公正価値をどのように測定するかに関する議論が行われた。議論の結果、負債の公正価値は、すべての場合において、当該負債を資産として保有する場合の公正価値と同額であることが暫定的に合意された。

観察可能な市場価格がない場合における負債の公正価値測定では、資産としての価値を参照して負債の公正価値を測定するが、その場合に、①負債の公正価値は、すべての場合において、負債を資産として保有する場合の公正価値と同額であるという考え方と②対応する資産の公正価値は、負債の公正価値を測定する際に企業が参照すべきインプットであるという考え方がある。後者の場合、多くのケースで、負債の公正価値は、当該負債を資産として保有する場合の公正価値と同額であると考えられるが、それが当てはまらない場合があることが指摘されている。例えば、譲渡制限がある場合や負債の一部ではない第三者

による信用補完がある場合には、それらの価値が資産の公正価値に反映されるが、負債の公正価値には反映すべきではないため、これらの要素を調整して負債の公正価値を測定する必要がある。IASBは、これら２つの考え方のうち、前者（①）を暫定的に採用することとした。

また、負債とそれに対応する資産の公正価値が異なることとなるのは、対応する資産の定義が負債の定義とは異なっているためであると理解されている。

## （２）当初の損益

当初認識時の損益の認識に関して、議論が行われた。

今回の議論では、関連当事者、売り取り、市場の相違又は会計単位の相違がある場合を除き、取引価格が、当初認識時における資産又は負債の公正価値の最善の証拠である点が再確認された。また、当初認識時において、取引価格が金融商品の公正価値を示していないときには、企業は、IAS第39号（金融商品：認識及び測定）の規定に従って当初の損益を認識することになる。

なお、この再確認は、2009年1月のIASB会議の暫定合意を変更する決定である。そのときの暫定合意では、当初認識時以降の測定において、損益計算書を通して公正価値で測定されるという以外のベースで測定される金融商品の当初測定時に損益が認識されないように、IAS第39号を改訂することとされていた。そして、繰り延べられた損益は、取引費用や実効金利の決定に際して行われるその他の調整と同じように扱われることとされていた。今回のこの暫定合意を覆したのは、公正価値をどのように計算するかを扱う本プロジェクトがIAS第39号の規定を改訂することは、プロジェクトの範囲を超えており適切でないと判断されたためである。

この結果、活発な市場がない場合においては、IAS第39号の適用指針AG第76項に従って、次の場合を除き、当初認識時の金融商品の公正価値の最善の証拠は取引価格とされ、当初の損益の認識は禁止される。

- (a) 当該金融商品の公正価値が、同一の金融商品についての他の観察可能な現在の市場取引との比較によって証拠づけられる場合、又は
- (b) 当該金融商品の公正価値が、観察可能な市場から得られるデータのみを変数として含んでいる評価技法に基づいている場合

また、IAS第39号適用指針AG第76A項では、取引価格（AG第76項によって公正価値とみなされる価格）と観察可能な市場から得られるデータ以外を変数として用いている評価技法に基づいて計算されている評価額との差額は、当初認識後は、市場参加者が価格を設定するときに考慮するであろう、時の経過を含む要素の変動が起こる範囲でのみ、損益として認識することが求められている。

## （３）要求払いの特性を有する金融負債

IAS第39号第49項では、要求払いの特性を有する金融負債の公正価値は、要求払い金額を、当該金額の返還が要求できるようになる最初の日から割り引いた金額を下回らなるとされている。要求払い金額は、出口価値を意味するが、支払いの可能性のある最初の日における顧客による決済を想定しており、支払時点に関する市場参加者の予想を無視しているため、公正価値の定義には当てはまらなると考えられている。このため、第49項を公正価値測定に関する公開草案の適用対象から除外することが暫定的に合意された。

#### 4. 料金規制活動

2008年12月のIASB会議において、料金規制を受ける活動を議題として取り上げることが決定されている。これを受け、今回は、本プロジェクトの範囲を定義するための議論が行われた。

議論の結果、本プロジェクトの範囲に含まれる料金規制活動（rate-regulated activities）は、次の2つの規準を満たすべきことが暫定的に合意された。

- (a) 顧客に引き渡す商品やサービスの価格が規制されており、その価格が規制当局又は法令により権限が付与されている企業の意思決定機関により設定されるか、あるいは、その承認が必要であること、かつ、
- (b) サービス原価（cost-of-service）型の料金規制の形態をとっていること。サービス原価規制とは、規制を受ける商品やサービスを提供する企業の特定のコストを回収し、特定のリターンが得られるように料金を設計する規制をいう。特定のリターンは、最低額又はある範囲であり、固定額又は保証されたリターンである必要はない。

スタッフからは、このようなサービス原価規制が、概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たす資産及び負債を生じさせているという彼らの検討結果が示された。すなわち、サービス原価規制の下で、企業が原価に特定のリターンを加えた金額を回収するという規制によって強制可能な権利は、経済的資源に対する一定の権利又は特権的アクセスを有していることを意味するので、資産の定義を満たすと考えることができる。

また、負債を現時点で存在する経済的義務に焦点を当てて考える立場から見ると、超過リターンが生じ、将来の料金を引き下げることによってそれを顧客に返還する義務を企業が負っている場合には、サービス原価規制は規制負債（regulatory liability）を生じさせると考えることができる。

議論の結果、このようなスタッフの分析を支持するものの、料金規制活動から生じる資産の性質（金融的な性格か無形資産か、もし無形資産なら、それは、企業の営業ライセンスと区別できるのか、又どのように区別できるのか）についてさらに検討すべきことが指示された。



## ５．保険会計

今回は、次の点を明確にするために議論が行われた。

- (a) 測定アプローチの特徴
- (b) 測定目的
- (c) 当初認識時のマージンの測定

### (1) 測定アプローチの特徴

２００８年１０月のIASB会議において、保険負債の測定アプローチの候補として５つの考え方が提示されている（下記(2)参照）。

これら測定アプローチの持つ特徴として、次のようなものが考えられることがスタッフから提案された。

- (i) 観察可能な市場価格と出来るだけ整合的な見積りを使用する。
- (ii) ロック・インされた見積りではなく、期待キャッシュ・フローの明示的な現在の見積りを使用する。
- (iii) 貨幣の時間価値を反映する。
- (iv) 明示的なマージンを含める。
- (v) 保険者は契約そのものを履行するつもりであるという観点を反映する。
- (vi) 純利益でプラスの当初差額（すなわち利得）を認識する結果とならない。

議論の結果、これらのうち、(v)を除いて、測定アプローチの特徴と考えることが暫定的に合意された。

### (2) 測定目的及び測定アプローチの候補

ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」で示された測定目的は、保険負債を現在出口価値で測定することであったが、受領したコメントでは、保険者は契約そのものを履行するつもりであるという観点を反映する「現在履行価値（current fulfilment value）」を採用すべきという意見が保険会社を中心に寄せられた。これを反映して、２００８年１０月には、スタッフから次の５つの保険負債の測定アプローチのモデルが提示された。

- (a) 候補１：ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」において提案されている現在出口価値
- (b) 候補２：リスク負担のコストを反映するリスク・マージンのみを含む現在履行価値
- (c) 候補３：候補２のリスク・マージンに契約時に保険料に合わせて較正された別個の追加マージンを加えた現在履行価値
- (d) 候補４：契約開始時に保険料に合わせて較正された単一のマージンを含む現在履行価値（すなわち、候補３に類似するが、マージン要素を２つに分離せ

ずマージン全体を1つのものとして捉える)

(e) 候補5：未経過保険料（短期契約の責任準備金についてのみ）

これら5つは、①期末において保険負債を第三者に譲渡することを仮定して測定する現在出口価値（候補1）、②保険者が保険契約を途中で譲渡することはなく最後まで履行するという観点を反映して測定する現在履行価値（候補2から4）及び③受領した保険料を時の経過とともに認識する未経過保険料（候補5）という3つに分けることができる。

今回は、保険負債の測定目的として、出口概念（上記①）を採用するのか、それとも、履行概念（上記②）を採用するのが検討された。スタッフからは、上記(1)の(v)にあるように、履行概念を採用すべきことが提案された。議論の結果、出口概念と履行概念を支持するボードメンバーの数が均衡し、いずれか一方を採用するには至らなかった。これを受けて、スタッフに対して、IASBが取り組んでいるIAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の見直しプロジェクト、収益認識プロジェクト及び金融商品会計基準の中長期的見直しプロジェクトで検討されている考え方をこのプロジェクトに適用することができるかなどについてさらに検討することが指示された。

### (3) 当初認識時のマージンの測定

ディスカッション・ペーパーでは、マージンの構成要素として、次の2つの要素を区分している。

- (a) リスク・マージン：リスク・マージンの目的は、将来キャッシュ・フローを伴った不確実性についての意思決定に有用な情報を財務諸表利用者に提供することである。このリスク・マージンは市場参加者がリスク負担に対して要求する対価の見積りである。
- (b) サービス・マージン：もし市場参加者によって要求される場合、このサービス・マージンはリスク負担以外のサービスを提供することに対して要求する対価である。

当初認識時にこのマージンをどのように扱うかは、前記(2)の測定アプローチの候補によって異なっている。候補1では、両者を明確に区分することとしており、さらに、現在出口価値は、市場参加者が求めるマージンを保険負債の測定値に含めることとしているため、保険契約者から受領する保険料に含まれるリスク・マージンやサービス・マージンと市場参加者が求めるものとの間に差異がある場合には、当初認識時（契約初日）にその差異を損益として認識することになる。候補2では、満期までの期間にわたって保険契約者に対して義務を履行するコストとして保険負債を測定するが、その履行コストには、不確実性を引き受けるリスクに対する対価であるリスク・マージンは含まれるが、保険契約に係る義務の履行のコストではないと考えられるサービス・マージンは保険負債の測定値には含まれない（契約締結時に損益として認識される）。候補3では、サービス・マージンに相当する差額も保険負債の一部として認識する（追加マージン）。また、候補4では、契約当初の実際保険料がマージンを見積もる際の最善の証拠であると考え、当初認識時のマージンをリスク・マージンとサービス・マージンに区分することなく全体として捉え、保険負債

の一部として認識する（複合マージン）。

今回の議論では、当初認識時に損益が発生することを支持するボードメンバーは少数であったため、当初認識時に損益を認識しないこととすることが暫定的に合意された。これを満たす候補は、候補１（当初認識時の損益を繰り延べる方法）、候補３及び候補４である。測定アプローチの概要及びそれぞれでのマージンの取扱いを一覧表にしているので、参照されたい。

アプローチ	候補 1		候補 2	候補 3	候補 4
測定目的	出口概念		履行概念		
特徴	現在出口価値		現在履行価値 保険者がリスク負担に対して要求するものを反映するリスク・マージンを含む	現在履行価値 保険者がリスク負担に対して要求するものを反映するリスク・マージンに加えて追加的な別のマージンを含み、契約時に保険料で較正される	現在履行価値 契約時に保険料で較正された単一のマージンを含む
マージンの構成要素	リスク・マージン サービス・マージン		リスク・マージン (サービス・マージンなし)	リスク・マージン (サービス・マージンなし) 追加マージン	複合マージン
当初認識時 (契約当初) のマージン (初日損益 の認識)	<b>Yes</b> 差額を純利益で認識する	<b>No</b> 別の明示的な調整として認識する	<b>Yes</b> 差額を純利益で認識する	<b>No</b> 契約時にマージン全体を保険料で較正する	<b>No</b> 契約時にマージン全体を保険料で較正する

以上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)